

## 水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成31年3月7日(木) 機構本社会議室		
委員	角田 茂(学校法人参事) 栗田 誠(大学教授) 篠原焔夫(弁護士) 中村好男(大学名誉教授)		
審査対象期間	平成30年10月1日～平成30年12月31日		
抽出案件	総件数	5 件	(備考)
工事	一般競争入札	1 件	
	公募型指名競争入札	0 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサールタクト	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	1 件	
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0 件	
	標準プロポーザル	0 件	
	一般競争入札	1 件	
	通常指名競争入札	0 件	
	随意契約(競争性のある)	0 件	
	随意契約(特命随意契約)	0 件	
	補償契約	1 件	

### 1. 委員からの意見・質問、それに対する回答等

#### (1) 一般競争入札(工事)

#### 【佐布里池堤体耐震補強工事】

意見・質問	回答
・この工事は水を貯水したまま工事を行うのか。	・工事は盛り土を行うため、一度水を完全に落としして施工する計画となっています。
・資料に技術提案の評価項目の表があるが、なぜこのような評価方法になっているのか。	・評価項目は、総合評価のガイドラインを参考に設定しています。
・価格点の上限値は何点なのか	・価格点の上限値については、入札説明書に示しているように直接工事費から一般管理費までの額に率に乗じて価格点の上限値としています。
・代替水源はどうなっているのか。	・工事期間中は佐布里池の水が使えませんので、別ルートで浄水場に送水する幹線水路から水を送ることになっています。
・今回の工事は上流側の補強工事ということになるが、下流側への影響は考えられないのか。	・耐震調査と設計は、企業庁で行っていますが、今回の工事方法を決定するに当たりまして、3案ほど比較検討をされて、その結果、一番経済的で施工的にも一番有利な上流側の盛立工法を採用したと聞いています。

(2) 指名競争入札 (工事)

【付替県道粟沢2工区工事】

意見・質問	回答
<p>・本件は一般競争入札から指名競争入札に移行しているが、一般競争入札に参加した者は、指名競争入札の際に指名されているのか。また、その者は応札したのか。</p>	<p>・指名しましたが、応札はしませんでした。</p>

(3) 一般競争入札 (建設コンサルタント等)

【早明浦ダム再生事業周辺地質評価業務】

意見・質問	回答
<p>・特定者の評価が非常に高い理由を教えてください。</p>	<p>・各社からは色々な提案をしていただきましたが、早明浦ダムの状況を理解してご提案いただいたものではないところが多かったので、実現性というところで低い点数となるなど、結果的にこのような点数になったということです。</p>
<p>・特定者以外の提示額はどの程度だったのか。</p>	<p>・機構から参考業務規模として目安の金額を示していますが、各社ともこの金額を下回る額を提示していただいています。</p>
<p>・専門技術力で大きな差が出た理由を教えてください。</p>	<p>・専門技術力については、同種又は類似業務の実績の有無や、機構発注業務の同じ区分の平均業務評定点が高いほど、評価点が高くなっています。</p>
<p>・新しい業者に参入機会を与えるという考えはないのか。</p>	<p>・高い技術力を求めることに、どこで技術力を担保すべきかということについて、課題はあるかもしれませんが、今のところはこの評価手法をとっているという状況です。</p>
<p>・業務内容を大きくわけると、第四紀断層調査と斜面の安定性評価になる。第四紀断層調査については、ダム建設のときに、既に行われているのではないかと思うのだが、改めてこの断層を調査する意味合いは、どのようなところにあるのか。</p>	<p>・第四紀断層調査につきましては、昭和40年代の建設当時の調査データと、近年は地震のデータですとか、かなり豊富になってきているということもありますので、最新の情報をきちんと押さえておく必要があるということ踏まえて、今回調査を行ったということです。</p>

(4) 指名競争入札 (建設コンサルタント等)

【阿木川ダム水質調査等業務】

意見・質問	回答
<p>・予定価格に対して落札価格がかなり低いのはどうしてなのか。</p>	<p>・この業務全体の構成比を見ますと、多くを水質の分析単価で占めています。一番差が出ているのはこの単価で、予定価格は見積もりを徴取して作成していますが、前提として1検体を分析するための単価となっていますので、落札業者に低入札価格調査を実施したところ、複数の同種業務を受注している関係で、複数の検体をまとめて分析できるため、分析費が見積時点よりも低下しているということがあります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応札した3社のうち、1社の入札価格が非常に高いのは、どこで差がついているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 恐らく水質分析の単価の差ではないかと推測できます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格が甘いのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の積算につきましては、実際に入札に参加した3者からも見積もりを徴取しています。業者は1検体の単価を出してきますが、実際に応札するときに、複数の業務を受注していると、まとめて分析できるため、見積もり時の価格と入札時の価格が違っているのではないかと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施方針の妥当性の評価が低い者が落札者となっているが、その辺りの指導はどのように対応しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務着手時に業務計画書を提出させるようにしており、その中で評価のときに足りなかった部分を記載するように指導していますので、業務体制としては問題ないと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価項目に従って記載していないから評価が低いというのは、今までもよく聞かれますが、提出された書類だけで判断し、明らかにミスがある場合でも問い合わせなどの対応は行わないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出された書類、記載された内容をもって評価するというのが原則です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行期間が平成30年12月末から平成32年2月までとなっている。例えば年度毎に区切るというやり方もあると思うが、なぜこのような期間を設定しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務の計測結果については、水質年報という形で取りまとめて公表しています。この年報の取りまとめ期間が年度ではなく、1月から12月となっていますので、このような期間設定で発注しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的に実施している業務だと思うが、これまでの受注者を教えてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去4年間は今回と同じ受注者となっています。</li> </ul>

## (5) 補償契約

## 【豊二大野導水併設水路工事配電線路移転料】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力会社の電柱が機構の敷地にある場合、使用料はどうなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用承認申請を提出してもらい、使用料をいただいています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転させて、移転先での使用料は出てくるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そういうことを含めて単価が決められており、機構から別途使用料のような形では払っていません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術的に移転が難しいような場合はあり得るのか。また、電柱にも色々な種類があると思うが、そういうことは考慮せずに一律に定めて、都度交渉するようなことはしないということなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補償契約を締結する前に、当事者どうしで現地の立会いをして、技術的に難しい場合は別の移転方法を考えるなど、当事者間で事前に調整のうえ、検討して結論を出しているところです。協定に定めがないところで、特殊な移転工法など、技術的に考えなければいけない事項があった場合は、個別に協議することになっていますので、そういうレアケースは、妥当かどうかを検証のうえ、妥当であれば契約するという手続きになります。</li> </ul>

2. 委員会による意見の具申又は勧告  
なし

3. 問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 宮前 武利 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長 松尾 誠 (内線 4631)

用地管財部用地補償課長 松本 徳幸 (内線 2321)